

広島県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
 令和四年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
原クリニック東広島	東広島市西条栄町二番二三号	令和四年六月一日
穂山歯科医院	東広島市高屋町中島七五三番一号	令和四年五月一日
上野歯科医院	安芸高田市吉田町吉田一二一八番地	令和三年四月一日
神石高原町立病院	神石郡神石高原町小島一七〇九番地 三	令和四年五月一日
クオール薬局神石高原店	神石郡神石高原町小島一七一一番地 三	令和四年五月一日